

岐阜労働局発表  
令和6年11月6日(水)

担当	労働基準部監督課
	監督課長 平林 健生 専門監督官 土本 吉宏 電話 058-245-8102

## 外国人技能実習生を雇用する事業場に対する監督指導結果、 送検等の状況（令和5年）を公表します

～ 労働基準関係法令違反が7割を超える～

岐阜労働局（局長 千葉登志雄）は、県内の7つの労働基準監督署が、令和5年に外国人技能実習生（以下「技能実習生」<sup>(1)</sup>という。）を雇用している事業場に対して実施した立入調査（以下「監督指導」という。）送検等の状況を取りまとめましたので公表します。

なお、違反は事業場に認められたものであり、日本人労働者に関する違反も含まれます。

### 令和5年の監督指導・送検の状況

監督指導を実施した427事業場のうち314事業場（73.5%）で労働基準関係法令違反が認められた（別添1）。

主な違反事項は、使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準29.5%、労働時間15.2%、年次有給休暇13.3%の順に多かった（別添1）。

重大・悪質な違反により送検したのは2件である（別添2）。

岐阜労働局及び労働基準監督署は、監理団体および事業場に対し、労働基準関係法令の周知・啓発と改善指導を行うほか、重大・悪質な違反に対する送検を行うなど、引き続き技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組みます。

岐阜県は、19,958人（令和5年12月末）の技能実習生を受け入れています。  
（参考）

【別添】 技能実習生の実習実施者に対する監督指導、送検等の状況（令和5年）

## 技能実習生の実習実施者に対する監督指導、送検等の状況（令和5年）

## 1 監督指導状況

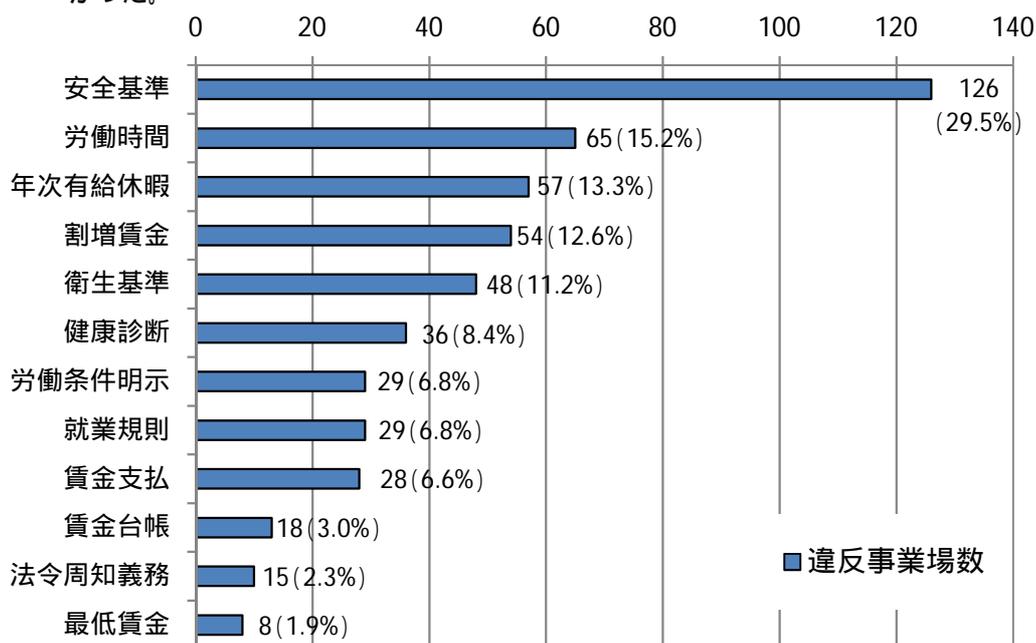
（1）県内の労働基準監督署において、技能実習生を雇用する事業場（以下「実習実施者」という。）に対し**427件**の監督指導を実施し、**73.5%**にあたる**314件**で労働基準関係法令違反を確認した。

注 違反は実習実施者に認められたものであり、日本人労働者に関する違反も含まれる。

主な業種は監督指導の多い件数を基に取りまとめたものである。

主な業種	監督指導 実施事業場数	違反事業場数 (違反率)
全業種	427	314 (73.5%)
食料品製造業	28	22 (78.6%)
衣服その他の繊維製品製造業	24	19 (79.2%)
木製品・家具製造業	11	7 (63.6%)
化学工業	35	26 (74.3%)
窯業土石製品製造業	25	20 (70.0%)
金属製品製造業	75	56 (74.7%)
一般機械器具製造業	28	16 (57.1%)
電気機械器具製造業	13	9 (69.2%)
輸送機械製造業	30	21 (70.0%)
建設業	37	25 (67.6%)

（2）主な違反事項は、使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準（29.5%）、労働時間（15.2%）、年次有給休暇（13.3%）の順に多かった。



注 違反事項が2つ以上ある場合は各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

## 2 送検状況

令和5年に労働基準監督署が送検した件数は2件であった。  
令和元年以降に送検した11件のうち10件が縫製業である。  
なお、全国における令和5年の送検件数は27件であった。

年	署	業種	送検内容
令和元年	大垣	縫製業	最低賃金
	岐阜	縫製業	最低賃金・時間外労働
	岐阜	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金・虚偽報告
	岐阜	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金・虚偽報告
2年	岐阜	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金
3年	関	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金
	大垣	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金
4年	岐阜	縫製業	最低賃金・割増賃金
	岐阜	縫製業	最低賃金・割増賃金
5年	岐阜	縫製業	時間外労働
	岐阜	建設業	虚偽報告

### 3 事例

#### (1) 監督指導の事例

##### 事例

監理団体の支援を受ける事業場において、労働時間の管理等の労務管理が適正に行われていない疑いがあるため監督指導を実施。

##### 概要

婦人服の縫製を行う事業場で技能実習生を使用するに当たり、監理団体の支援を受けていたが、当該監理団体の支援を受ける他の事業場で労務管理に問題が認められたため臨検した。

調査の結果、技能実習生の労働時間の記録に不足があり、技能実習生2名に始業前及び始業後の所定労働時間以外に時間外労働を行わせていたが、時間外労働に対する賃金は不払いの状況であった。

##### 指導内容

- 1 時間外労働に対する割増賃金を支払っていないこと。  
是正勧告 労働基準法第37条第1項違反
- 2 再発防止のための対策を行うこと。  
指導 労働時間の管理適正化
- 3 今後3か月間の労働時間の管理状況を報告すること。  
指導 労働時間の管理適正化

##### 指導の結果

不払いとなっていた割増賃金が遡及して支払われた。また、タイムカードに始業時刻、終業時刻が正確に打刻され、労働時間が適正に管理されるようになった。

## ( 2 ) 送検の事例

### 事例

#### 技能実習生に違法な時間外・休日労働を行わせた疑いで送検

##### 捜査経過

縫製業者で働いていた技能実習生から賃金不払等の相談を受け調査を行ったところ、違法な時間外・休日労働をさせていた疑いが生じたため捜査に着手した。

捜査の結果、技能実習生 10 名に対して令和 3 年 10 月 1 日から同年 11 月 30 日までの期間について、時間外・休日労働に関する協定の特別条項で定める限度時間 75 時間を超え、1 か月当たりの平均で 91 時間 30 分の時間外・休日労働をさせていたことが明らかとなった。

##### 被疑事実

時間外・休日労働に関する協定の特別条項で定める限度時間を超えて、時間外・休日労働を行わせたこと。また、1 か月当たり平均 80 時間を超える違法な時間外・休日労働を行わせたこと。

**違反条文** 労働基準法第 32 条（労働時間）  
労働基準法第 36 条（時間外及び休日の労働）